

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2019年4月1日
(第15期)	至	2020年3月31日

株式会社グリムス

東京都品川区東品川二丁目2番4号

(E22547)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. 事業等のリスク	11
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	13
4. 経営上の重要な契約等	16
5. 研究開発活動	16
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	18
第4 提出会社の状況	19
1. 株式等の状況	19
2. 自己株式の取得等の状況	24
3. 配当政策	25
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	26
第5 経理の状況	38
1. 連結財務諸表等	39
2. 財務諸表等	69
第6 提出会社の株式事務の概要	77
第7 提出会社の参考情報	78
1. 提出会社の親会社等の情報	78
2. その他の参考情報	78
第二部 提出会社の保証会社等の情報	78
[監査報告書]	
[内部統制報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第15期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社グリムス
【英訳名】	gremz, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 政臣
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー19階
【電話番号】	(03) 5769-3500
【事務連絡者氏名】	経営企画部部长 阿部 嘉雄
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー19階
【電話番号】	(03) 5769-3500
【事務連絡者氏名】	経営企画部部长 阿部 嘉雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	6,739,006	7,109,786	8,980,084	12,137,963	15,489,683
経常利益 (千円)	606,455	802,639	1,100,618	1,448,524	2,168,282
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	399,616	505,915	703,303	1,001,961	1,483,572
包括利益 (千円)	399,616	505,915	703,303	1,001,961	1,482,240
純資産額 (千円)	2,458,182	2,931,644	3,479,893	3,843,380	5,133,428
総資産額 (千円)	4,834,223	5,363,126	6,243,207	6,926,826	8,638,395
1株当たり純資産額 (円)	639.92	502.32	298.39	340.28	454.66
1株当たり当期純利益金額 (円)	104.65	87.71	60.49	86.79	131.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	103.81	87.29	60.29	85.74	129.65
自己資本比率 (%)	50.9	54.4	55.6	55.4	59.4
自己資本利益率 (%)	17.5	18.8	22.0	27.4	33.1
株価収益率 (倍)	9.74	10.74	21.23	19.38	15.21
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	820,462	769,468	830,574	852,444	1,600,791
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△236,387	△473,172	△63,285	△113,179	△660,969
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	265,770	64,484	△390,901	△744,140	△254,074
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	2,758,071	3,118,852	3,495,239	3,490,363	4,176,111
従業員数 (名)	257	268	280	347	346

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3. 2017年10月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	514,069	683,274	677,152	1,033,893	1,388,960
経常利益 (千円)	129,404	267,666	229,319	404,641	739,427
当期純利益 (千円)	116,011	244,123	175,848	387,923	598,473
資本金 (千円)	599,249	599,249	599,249	599,249	599,249
発行済株式総数 (株)	3,881,800	3,881,800	5,822,700	11,645,400	11,645,400
純資産額 (千円)	1,775,253	1,986,923	2,007,718	1,757,166	2,162,116
総資産額 (千円)	2,947,318	2,766,382	2,564,064	2,456,622	3,127,894
1株当たり純資産額 (円)	462.14	339.59	171.86	155.35	191.32
1株当たり配当額 (円)	15.0	25.0	30.0	17.0	24.0
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(15.0)	(5.0)	(5.0)
1株当たり当期純利益金額 (円)	30.38	42.32	15.13	33.60	53.04
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	30.14	42.12	15.07	33.20	52.30
自己資本比率 (%)	60.2	71.3	78.0	71.3	69.0
自己資本利益率 (%)	6.7	13.0	8.9	20.7	30.6
株価収益率 (倍)	33.54	22.26	84.93	50.06	37.70
配当性向 (%)	49.4	39.4	82.6	50.6	45.2
従業員数 (名)	20	20	21	56	65
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(2)	(2)	(4)	(1)
株主総利回り (%)	138.4	194.5	526.2	692.7	830.1
(比較指標：日経平均株価) (%)	(87.3)	(98.4)	(111.7)	(110.4)	(98.5)
最高株価 (円)	1,325	1,711	2,691	4,595	2,699
			(注)4 2,916	(注)6 2,160	
最低株価 (円)	562	750	1,122	2,206	1,510
			(注)4 1,380	(注)6 1,094	

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 2017年10月1日付で普通株式1株につき1.5株の株式分割を行っており、株式分割による権利落後の最高・最低株価であります。
5. 2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
6. 2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、株式分割による権利落後の最高・最低株価であります。
7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

## 2 【沿革】

年月	事項
2005年7月	エネルギーコスト及び環境負荷の削減に係る事業を行う目的で、東京都新宿区に株式会社ユビキタスエナジー（資本金50,000千円）を設立。
2006年8月	エネルギーコストソリューション事業として低圧電力需要家向けの電子ブレーカー販売を開始。
2006年11月	関西地区への販売拠点として大阪支店を開設。
2007年5月	業容及び人員数の拡大に伴い、本社を東京都新宿区から品川区へ移転。
2007年7月	中部地区への販売拠点として名古屋支店を開設。
2007年11月	エコロジーソリューション事業（現：スマートハウスプロジェクト事業）としてエコキュート及びIHクッキングヒーターの販売開始。
2009年3月	（株）ネオ・コーポレーションと電子ブレーカーの商品売買基本契約を締結。
2009年8月	（株）ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2009年10月	（株）京セラソーラーコーポレーションと住宅用太陽光発電システムの販売店取引基本契約を締結。
2010年4月	ブログパーツ型環境貢献サービスを行うインターネット上のウェブサイト「グリムス（gremz）」の譲受けに関する売買契約を締結し、運営を開始。
2011年4月	グリーンハウスプロジェクト事業（現：スマートハウスプロジェクト事業）として住宅用太陽光発電システム等の販売を開始。
2011年6月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q に株式を上場。
2011年7月	新設分割の方式の会社分割により、（株）グリムスソーラー・（株）GRコンサルティングを設立し、持株会社制へ移行。また、商号を（株）グリムスへ変更。
2012年1月	プレミアムウォーター（株）と合弁会社（株）グリムスプレミアムウォーターを設立。
2012年5月	ウォーターサーバー事業（現：スマートハウスプロジェクト事業）としてミネラルウォーターの宅配による販売を開始。
2012年12月	本社を品川区東五反田から同区東品川へ移転。
2013年3月	長州産業（株）と住宅用太陽光発電システムの売買取引基本契約書を締結。
2013年7月	（株）エフティコミュニケーションズと合弁会社（株）GFライテックを設立し、LED照明の販売を開始。
2013年9月	（株）ネオ・コーポレーションを持分法適用会社化。
2013年11月	（株）グリムスプレミアムウォーターの事業を一部譲渡。
2013年12月	（株）グリムスソーラーが、自社を存続会社として（株）グリムスプレミアムウォーターを吸収合併。
2014年3月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q （スタンダード）に株式を上場。
2014年9月	パナソニックESソーラーエナジー販売（株）と住宅用太陽光発電システムの売買基本契約書を締結。
2015年5月	（株）グリムスベンチャーズ（現：（株）ペットシア）を設立。インキュベーション事業として、新規事業の創出を行う事業を開始。
2016年2月	電力のマネジメント等を行う（株）エナリスと包括的な協業に関する契約を締結。電力取次の取扱い開始。
2016年5月	保有株式の一部譲渡により（株）ネオ・コーポレーションを持分法の適用範囲から除外。
2016年12月	（株）エナリスより太陽光発電所を購入。再生可能エネルギー開発事業を開始。
2017年10月	（株）エナリスを割当先とする第三者割当増資（増加資本金211,569千円）を実施。
2018年3月	（株）エナリスよりグリムスソーラー 嬬恋 太陽光発電所を購入。稼働開始。
2018年6月	（株）GFライテックの商号を（株）グリムスパワーに変更。
2019年3月	静岡県浜松市にて、グリムスソーラー 懐山 太陽光発電所を建設。稼働開始。
2019年10月	小売電気事業として電力の小売を開始。
2020年3月	（株）グリムスベンチャーズ（現：（株）ペットシア）を譲渡。
2020年6月	インキュベーション事業を廃止。
2020年6月	東京証券取引所市場第二部へ上場市場変更。

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当連結会計年度末現在、当社（株式会社グリムス）及び子会社3社により構成されており、事業者と一般消費者を対象に低圧から高圧まであらゆる電力需要家に向けてのエネルギーに関するコンサルティングや、エネルギーに関する各種商品・サービスの提供、電力の小売、また、再生可能エネルギーの開発を行っております。

当社グループの事業内容及び関係会社の位置付けは以下のとおりであります。当社は、関係会社に対する経営指導・管理業務を担っております。

なお、以下の3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

#### (1) エネルギーコストソリューション事業

エネルギーコストソリューション事業は、主に法人に対してエネルギーコスト削減の提案を行う事業です。低圧電力需要家に向けた電力基本料金削減コンサルティング、高圧電力需要家に向けた電力料金の削減を目的とした電力の取次、LED照明や業務用エアコン、トランス、コンプレッサー等の省エネ設備の販売があります。

電力契約には、契約電力50kW未満である低圧電力について電灯契約（電圧100V）と低圧電力契約（電圧200V）、契約電力50kW以上については高圧電力契約と特別高圧電力契約といった契約種別があります。

低圧電力需要家に向けた電力基本料金削減コンサルティングは、主として中小規模事業者が対象となります。低圧電力契約には負荷設備契約と主開閉器契約の2種類があり、多くの場合、使用する機械の最大使用電力量（kW）により基本料金が決まる負荷設備契約よりも、電力の需要家が自らの判断で使用する最大の電力量（kW）を決める主開閉器契約を選択した方が基本料金は下がることとなります。そこで、電力利用の実地調査及び分析を行うことにより、顧客に電力の基本料金引き下げのために電力契約の種類変更を提案し、確実な電力供給を確保するために必要な電子ブレーカー（注1）の販売・設置を行っております。また、設置工事の手配やリースの事務代行、クレジットの取次、電力契約の種類変更申請の代行業務までを一貫して行い、電子ブレーカーの販売、又は顧客に対してレンタルを行うことで収益を獲得しております。

高圧電力需要家に向けた電力基本料金削減コンサルティングでは、部分供給（注2）制度を用いて電気の調達先を見直し、より安価な電気を調達することで電力料金の削減を実現する電力の取次を行います。高圧電力需要家に対し、契約kW、年間使用電力量（kW）、負荷率（注3）などの電力使用状況の調査・分析を行い、電力の調達改善を行うことにより電力料金の削減が可能となる需要家に、使用電力の監視や機器の遠隔自動制御を可能とするエネルギーマネジメントシステムを販売し、複数の電気事業者から最適な電力を購入することで、より安価な電気を調達することができます。電気の供給元である仲介業者は複数の小売電気事業者や一般電気事業者から電気を調達し多数の顧客へ供給する電気事業者であり、顧客にエネルギーマネジメントシステム（EMS）を設置してもらい、電力の使用状況を監視することで電力需要予測を行っております。

LED照明の販売は、通常の蛍光灯に比べて電力消費が少なく長寿命のLED照明を販売するものです。

業務用エアコンの販売は、大きな消費電力を要する電気機器である業務用エアコンについて、エネルギー消費効率の高い製品への買い替えを提案し、販売を行うものです。また、エネルギー消費効率を高めるためにトランス（変圧器）、コンプレッサー（圧縮機）の販売も行っております。

当事業は、連結子会社の株式会社GRコンサルティング及び株式会社グリムスパワーが行っております。

（注1）通常のブレーカー（熱伝導式ブレーカー）ではその構造上、許容電流量の上限、過電流許容時間の上限ともに曖昧なため、電力契約の種類変更（負荷設備契約から主開閉器契約へ）に際しては、実測電流値を上回る容量を確保する必要があります。それに対して電子ブレーカーは、電子制御によりJIS規格で定められた範囲内で正確に動作するため、実測電流値に近い、必要最低容量での設定が可能となります。

（注2）1人の電力需要家が1つの送電線を使って複数の電気事業者から電力の供給を受けることを部分供給といいます。

（注3）最大電力に対する年平均需要電力の比率を年負荷率といいます。年間の電力設備稼働率を表したものであり、値が大きいほど設備が有効活用されたことを示し、値が小さいと、未使用の発電設備が多いこととなります。

#### (2) スマートハウスプロジェクト事業

スマートハウスプロジェクト事業は、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等のエネルギー関連商品の販売や、再生可能エネルギーの開発を行う事業です。

住宅用太陽光発電システムや蓄電池等のエネルギー関連商品の販売については、主に一般家庭向けに、住宅用太陽光発電システムや蓄電池、エコキュート等のエネルギー関連商品を取り扱っております。また、屋根塗装など外注工事の受託を行っております。

住宅用太陽光発電システムや蓄電池等のエネルギー関連商品の販売に当たっては、モール型ショッピングセンターなどの商業施設内に開設された催事場や、太陽光発電メーカーが運営するフランチャイズシステムの加盟店を利用するほか、住宅メーカー等と業務提携を行うことでその顧客基盤を活用するなど、多様な手法により販売を行っております。住宅用太陽光発電システムでは、発電した電気を自家消費するほか、電力会社に販売することができます。蓄電池は発電した電気や深夜電力を蓄えて使うことができ、利用の仕方しだいで電力を上手にコントロールすることが可能です。また、対応可能な顧客については、バーチャルパワープラント（注4）を活用していただくことで、ご家庭においても電力の消費と供給をより幅広くマネジメントすることが可能となります。住宅用太陽光発電システムや蓄電池等の商品は商社・メーカー等から仕入れ、販売においては対面による詳細な説明・コンサルティングを行い、取付工事の手配、クレジットの取次まで一貫して行うといった、個人の顧客を対象とした商品の販売で収益を獲得しております。

再生可能エネルギー開発事業は、永続的に利用することができると思われるエネルギー源の開発を行う事業であり、現在は、当社グループで太陽光発電所を保有し、当該発電所にて実際に発電した電気を電気事業者に販売し、売電収入にて収益を獲得しております。

当事業は、主に連結子会社の株式会社グリムソーラーが行っております。

（注4）分散して存在する工場や家庭などのエネルギーリソース（太陽光発電システム・蓄電池・ダイヤモンドリソースなど）を、高度なエネルギーマネジメント技術により遠隔・統合制御し、あたかも一つの発電所（仮想発電所：バーチャルパワープラント）のように機能させる、経済産業省が実施する実証事業です。

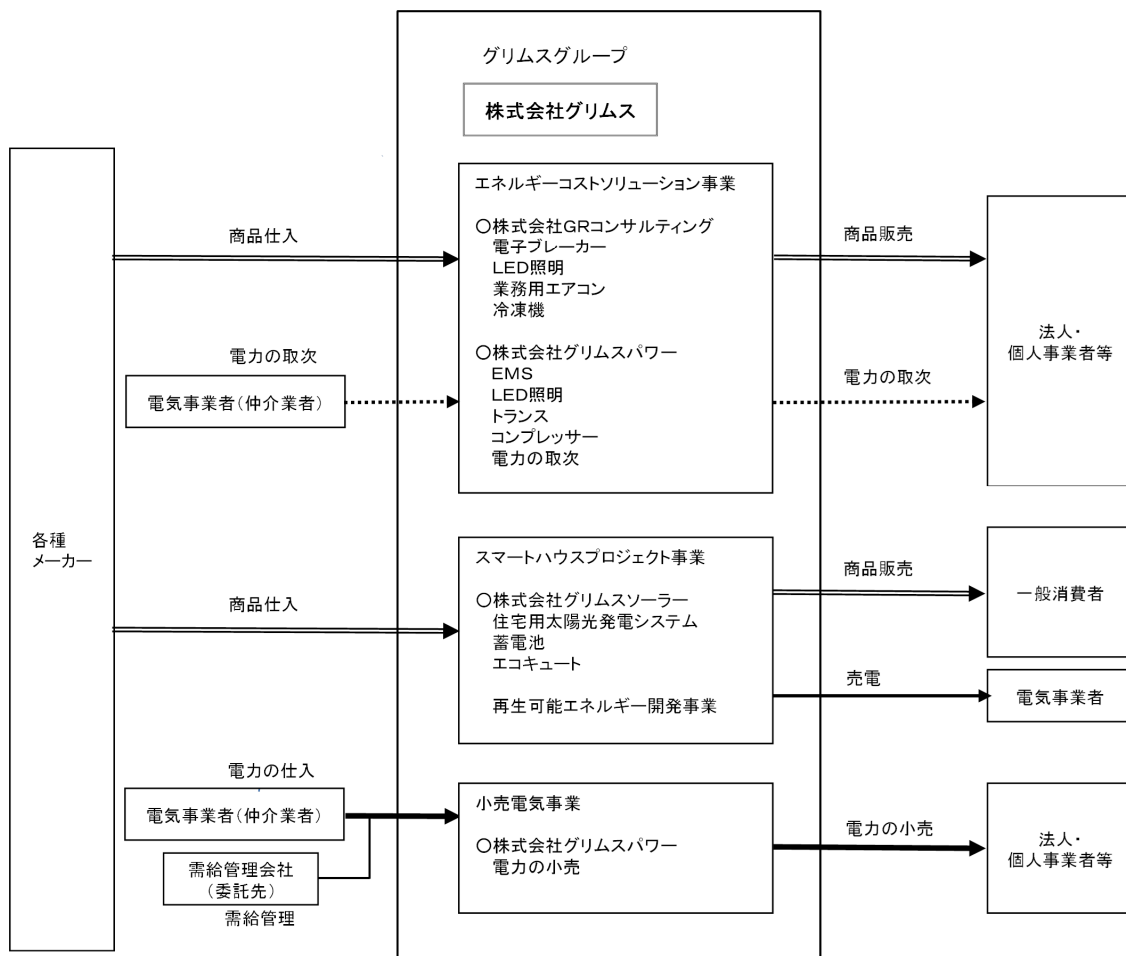
### （3）小売電気事業

小売電気事業は、2016年11月に株式会社グリムパワーが小売電気事業者として登録を受け、2016年12月より事業を開始しております。電力の小売は、仲介業者に委託して一般社団法人 日本卸電力取引所（JEPX）が運営する卸電力取引所から調達した電気や一般電気事業者から相対で調達した電気を低圧及び高圧電力需要家に販売し、顧客から毎月受け取る電気料金を収益とする事業です。顧客は一般電気事業者から電気を購入するよりも割安な価格で電気を購入することが出来ます。なお、小売電気事業者は、計画値同時同量制度に従い、事前に策定した電力の需要計画と需要実績を30分単位で一致させることが求められ、需要計画と需要実績に過不足（インバランスといいます）が発生した場合には、その精算をする必要があります。当社グループは、複数の小売電気事業者から構成されるパランシンググループに帰属し、インバランスの精算にかかるコストを軽減しています。



[事業系統図]

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱GRコンサルティング (注) 2、3	東京都品川区	20,000	エネルギーコスト ソリューション事業	100	経営指導 管理業務等受託 役員の兼任 設備の賃貸
(連結子会社) ㈱グリムスパワー (注) 2、3	東京都品川区	30,000	エネルギーコスト ソリューション事業 小売電気事業	100	経営指導 管理業務等受託 役員の兼任 設備の賃貸
(連結子会社) ㈱グリムソーラー (注) 2、3	東京都品川区	10,000	スマートハウス プロジェクト事業	100	経営指導 管理業務等受託 役員の兼任 設備の賃貸

(注) 1. 連結子会社の主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. ㈱GRコンサルティング、㈱グリムスパワー、㈱グリムソーラーについては、売上高（連結会社間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

当該各社の主要な損益情報等は以下のとおりであります。

会社名	㈱GRコンサルティング	㈱グリムスパワー	㈱グリムソーラー
(1) 売上高	2,943,406千円	8,630,175千円	3,932,129千円
(2) 経常利益	157,954千円	1,438,107千円	189,918千円
(3) 当期純利益	97,266千円	1,010,011千円	128,360千円
(4) 純資産額	1,464,714千円	1,498,122千円	802,489千円
(5) 総資産額	2,001,158千円	3,143,079千円	1,742,699千円

#### 5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
エネルギーコストソリューション事業	178
スマートハウスプロジェクト事業	78
小売電気事業	25
報告セグメント計	281
全社(共通)	65
合計	346

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、持株会社に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
65 (1)	36.0	4.6	3,428

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループは、労働組合が結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しており、特筆すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「すべての人に感動と喜びを」を企業理念として、我々と触れ合うすべてのお客様のニーズに耳を傾け、それを形にし、納得、満足いただけるようなサービスの提供に尽力し、今後もより一層お客様に満足していただく商品・サービスを提供することによって、社会から応援され続ける企業を目指していくことをミッションとしております。

#### (2) 経営戦略等

当社グループは、エネルギーに関連する事業の分野において、事業者や一般家庭を対象として、導入メリットが明確で取扱いが容易な商品をコンサルティング営業により販売し、メリットを享受した顧客に対してさらに導入メリットがある商品・サービスをクロスセルすることで、顧客満足度の向上と収益機会の拡大を実現してまいりました。

そして電力の小売全面自由化により、高圧電力需要家から低圧電力需要家まで幅広い顧客を対象としたエネルギーソリューションを提案できる体制を構築しております。今後もエネルギー関連の商品・サービスのラインナップを拡充すること、コンサルティングによる提案力を強化することにより、顧客基盤の拡大と収益基盤の強化、他社との差別化を図り、企業ブランドの確立に努めてまいります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、企業価値の向上を図るため、高い成長性と収益性を維持することを経営課題としております。経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、売上高・営業利益・経常利益であります。

#### (4) 経営環境

当社グループの事業領域であるエネルギーの分野においては、省エネに対する意識・電力料金高騰リスクへの対応・電力の小売全面自由化・再生可能エネルギーの活用・環境問題への社会的関心といった事業環境のもと、ビジネスチャンスは一層拡大していると考えております。

一方、足元の状況として、新型コロナウイルスの感染拡大が商業施設での催事販売の回数や集客数の減少につながり、住宅用太陽光発電システムや蓄電池の販売活動に影響が及ぶことが想定されますが、販売エリアや販売方法の多様化により影響を緩和することが可能と考えております。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### ① 人材の確保と育成

当社グループの現在の事業は、事業者を対象とする電力料金削減に関するコンサルティング、LED照明や各種省エネ設備の販売、電力の小売・取次、一般家庭向けの住宅用太陽光発電システムや蓄電池の販売など、直接顧客に働きかける営業形態が主流のため、当社グループの業績は優秀な営業人員の確保とその育成速度に依存しています。そのため、それぞれの営業に熟達した営業社員の早期育成が重要な課題と認識しております。

電力料金削減に関するコンサルティングにおいては、CTIシステムや営業支援システム等の効果的な活用により、営業社員の活動の一層の効率化、顧客対応スキルの向上、新入社員の成長速度の向上を促してまいります。また、催事を活用した販売や提携販売については、現在まで蓄積してきた営業ノウハウの向上と教育により、営業社員の早期育成の加速化を目指したいと考えております。

##### ② 収益基盤の強化

当社グループが行う事業の収益構造は、電力基本料金削減コンサルティングに伴う電子ブレーカーの販売、LED照明や各種省エネ設備の販売、住宅用太陽光発電システム等の販売といった、物品の販売によるフロー収益と、電力料金の削減を目的とした電力の取次による手数料、電子ブレーカー既存顧客のリースアップに伴うリプレイス販売、電子ブレーカーのレンタル、売電収益、電力の小売といった、継続的な利益を得るストック収益の2種類の収益構造の形態があります。

今後、持続的に成長していくために、安定的な収益基盤を確立するためのストック収益を拡充することが重要な課題と認識しております。

当社グループは、2016年4月に電力の小売全面自由化がスタートしたことに伴い、同12月より電力の小売を開始しております。これまで構築してきた顧客基盤を活用した販売の拡大を見込んでおり、ストック収益の強化につなげていくことを目指してまいります。

### ③ 法令遵守体制の強化

当社グループは、事業者や一般家庭を対象とする販売会社であるため、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社グループサービスに対する真の理解と満足の獲得が必要と認識しております。

そのため、営業社員に対しては、営業マニュアル、コンプライアンスマニュアルを作成し、社内研修等を通じて説明責任等の理解を促しております。また、顧客に対しては、販売に際して顧客が当該商品・サービスの内容を正しく理解して購入の意思決定をしているかを、商品購入におけるリスクの認識に係る確認書の徴収と営業部門のバック・オフィスである業務部門から顧客への電話連絡により確認をしております。

また、当社グループは、個人情報保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者に該当し、同法による規制の対象者となっています。従って、コンピュータシステムにおけるセキュリティ強化に加えて、個人情報保護に係る個人情報取扱規程を定めて厳格に運用しております。

今後におきましても、関係法令の遵守はもとより、顧客の情報管理などに対する万全な体制を確立するとともに、グループ一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、啓蒙活動や社内教育を徹底してまいります。

### ④ 内部統制システムの維持・強化

当社グループは、2007年3月開催の取締役会において、会社法上要請される「内部統制システムの整備の方針」に関しての決議を行っておりますが、当社グループにおきましては、新しい事業の展開等の検討・実施を恒常的に行っていることもあり、販売プロセスをはじめとした内部統制システムの整備に関わる継続的な課題が発生いたします。当社グループにおきましては、監査等委員会監査や内部監査の過程において、状況変化に応じた内部統制システムの変更必要性を認識するとともに、対応策の早期構築に努めてまいります。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与えると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、当社グループとして必ずしもそのようなリスクには該当しない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努めてまいります。なお、以下の事項における将来に関する事項については、本書提出日現在において当社グループで想定される範囲で記載したものです。また、以下の記載は当社グループ株式への投資に関連するリスクの全てを網羅するものではありません。

### (1) 電力をめぐる状況の変化

#### ① エネルギー政策について

政府は再生可能エネルギーの普及・拡大を推進しており、2012年7月から開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光等の再生可能エネルギーを用いて発電された電気については一定価格で電気事業者が買取を義務付けています。経済産業省は、エネルギーの安定供給を目的として「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金」により蓄電池の導入に際しての補助金制度を定めています。また、再生可能エネルギー利用促進のため、太陽光発電システムや蓄電池に対する補助金制度を定めている地方自治体もあります。

当社グループは住宅用太陽光発電システム・蓄電池等の販売や再生可能エネルギー開発事業による売電を行うため、各種補助金の変更・廃止や買取価格の減額など、再生可能エネルギー利用促進についての各種制度による補助が減少する状況が生じた場合、顧客の購入インセンティブの低下や売電収入の減額などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 電力業界の動向変化

当社グループは、低圧電力契約における負荷設備契約から主開閉器契約への変更により顧客の電力基本料金の引き下げを行う電力基本料金削減コンサルティング、高圧電力需要家に対し電力の調達改善を行うことにより電力料金の削減を可能とする電力の取次を行っております。電力供給事業者が電力契約の種類を変更し、顧客にとって契約内容を変更するメリットが低下した場合、また、電力の小売全面自由化の進展による小売電気事業者の参入増加、燃料価格の下落や原子力発電所の稼働などの影響で電力単価が大幅に下落し、当社グループの提案による顧客の電力料金削減効果が希薄化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 電力調達価格の変動

当社グループは、事業者等に対して電力を供給する電力の小売を行っております。顧客へ販売する電力は発電・仲介事業者から購入しておりますが、燃料価格や為替相場の変動、天候の影響による電力需要の変動などにより電力卸取引市場を通じて調達する電力の調達価格が上昇した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 電気事業法の改正

当社グループは、電気事業法に基づいた事業を行っております。電気事業法の改正により想定外の制度変更等がある場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 信用リスクの変化

当社グループは、事業者向けの販売については、業務提携しているリース会社に対し商品を販売しリース会社より顧客へ商品をリース供与する販売方法や、クレジット会社による顧客への信用供与と、現金販売による顧客への商品提供を行っております。一般家庭向けの販売については、クレジット会社による顧客への信用供与と、現金販売による顧客への商品提供を行っております。

従って、当社グループが顧客の信用リスクにより直接影響を受ける度合いは限定されていますが、当該顧客の信用状態が悪化しリース及びクレジット債務支払いの延滞事例が増加してきた場合や、リース会社及びクレジット会社（以下リース会社等）に対する業法上の規制強化等がなされた場合には、リース会社等の顧客に対する与信承認率の低下を通じて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 仕入先のリスク

当社グループの事業は、メーカー及びその代理店等から商品を仕入れています。当社グループは、商品の知的所有権及び仕入先との関係では独占販売権を有していません。

そのため、仕入先は当社グループ以外の事業者との間でも販売代理店契約や商品売買基本契約を締結する権利を有しており、また自ら顧客に対して販売もしています。

従って、何らかの事情で商品の供給が停止された場合や、仕入先及び仕入先が販売代理店契約や商品売買基本契約を締結した同業者との間で競合等が生じることで、当社グループの販売が困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 新規事業等の展開と推進について

当社グループは、今後も継続的な成長を維持するため、新規事業等の展開と推進に取り組んでまいります。しかし、新規事業等を展開・推進する過程におきましては、急激な市場環境の変化や想定し得ないリスクが発生する可能性があり、これらにより当初計画を達成できない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 法的規制

当社グループは、個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報取扱事業者」に該当し、そのため同法の適用があります。当社グループは、同法を遵守するために、社内規程として個人情報取扱規程を定め、厳格に運営し個人情報の保護体制には万全を期していますが、何らかの原因で当社グループが保有している個人情報が漏洩するなどした場合、適切な対応を行うためのコスト負担、当社グループの社会的信用の低下、当社グループに対する損害賠償請求等により、当社グループの業績に悪影響が生じる可能性があります。

また、当社グループは一般家庭を対象として住宅用太陽光発電システム等を販売していることから、特定商取引に関する法律、消費者契約法及び不当景品類及び不当表示防止法の適用を受けており、当該法令等に抵触した場合には、業務の改善指示、停止命令等の行政処分、優良誤認表示及び有利誤認表示に該当する可能性があります。

当社グループは、これらの法的規制に対しコンプライアンス研修を実施すると同時に営業活動の厳格な管理を行うなど、従業員が法令に違反する行為を行わないよう指導しており、これまで業務改善指示、停止命令等の行政処分を受けたことはありませんが、今後何らかの理由で当社グループが行政処分を受けた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 太陽光発電に対する天候の影響

当社グループは、スマートハウスプロジェクト事業にて太陽光発電設備による発電を行い、売電にて収益を計上します。天候不順などの影響により日射量や日照時間が少なくなった場合、発電量の低下により売電収入が計画を下回り、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響

当社グループは、スマートハウスプロジェクト事業において、商業施設における催事を活用して住宅用太陽光発電システムや蓄電池を販売しております。新型コロナウイルスの感染拡大の対策として、営業社員にはマスクの着用とイベント前の体調管理の確認、販売場所での消毒液の設置を徹底することで社員の感染を予防しており、販売エリアや催事を開催する商業施設を多様化することで販売活動への影響の極小化を図っておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で広範囲の商業施設の営業休止や、催事規模の縮小がある場合、販売活動の減少により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

##### ① 経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得の改善や個人消費の持ち直しなど、景気は緩やかな回復基調で推移していましたが、消費税増税に伴う消費への影響に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動への影響から、年度末及び先行きの経済環境は厳しい状況となりました。

このような経済状況の中、当社グループは、エネルギーコストソリューション事業において、電力基本料金削減コンサルティングによる運用改善、LED照明の販売、業務用エアコンやトランス、コンプレッサーなどの省エネ設備の販売による設備改善、電力料金の削減を目的とした電力の取次による調達改善、スマートハウスプロジェクト事業において、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等のエネルギー関連商品の販売による設備改善、小売電気事業において、高圧電力需要家から低圧電力需要家まで幅広い顧客を対象とした電力の小売による調達改善など、顧客に電力の運用・設備・調達改善を提案し、エネルギーに関連する様々な商品・サービスを提供してまいりました。

なお、当連結会計年度において新型コロナウイルスの感染拡大が発生しましたが、当社グループの販売活動に支障はなく、いずれの事業におきましてもその影響は軽微でありました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は15,489百万円（前期比27.6%増）、営業利益は2,106百万円（前期比50.4%増）、経常利益は2,168百万円（前期比49.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,483百万円（前期比48.1%増）となりました。売上高につきましては会社設立以来15期連続の増収、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益につきましては5期連続の過去最高益の更新を達成しております。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

##### 〔エネルギーコストソリューション事業〕

エネルギーコストソリューション事業につきましては、業務用エアコン・トランス・コンプレッサーなどの各種省エネ設備の販売を推進してまいりました。その結果、エネルギーコストソリューション事業の売上高は4,450百万円（前期比1.0%増）、セグメント利益は1,042百万円（前期比18.6%減）となりました。

##### 〔スマートハウスプロジェクト事業〕

スマートハウスプロジェクト事業につきましては、ハウスメーカーとの提携販売やVPP（バーチャルパワープラント（注））の活用といった多様な販売手法を活用し、蓄電池や住宅用太陽光発電システムの販売を積極的に推進してまいりました。また、太陽光発電の10年間の固定価格買取制度の適用が終わる卒FIT案件の今後の増加が見込まれることから、自宅で発電した電力を自家消費するご提案を進めてきた結果、蓄電池の単体販売が増加しております。その結果、スマートハウスプロジェクト事業の売上高は3,924百万円（前期比13.2%増）、セグメント利益は359百万円（前期比19.9%増）となりました。

（注）バーチャルパワープラント：分散して存在するいくつかのエネルギーリソース（太陽光発電システム・蓄電池など）をエネルギーマネジメント技術により統合制御し、あたかも一つの発電所のように利用するしくみ。

##### 〔小売電気事業〕

小売電気事業につきましては、エネルギーコストソリューション事業の既存顧客に対する電力の小売を推進し、約73%といった成約率をもとに順調に販売を伸ばし、3月末時点の契約口数は約34千口となりました。また、天候要因により電力需要が減少したため市場での電力調達価格が低位に推移し、結果的に当期の利益率が向上いたしました。その結果、小売電気事業の売上高は7,115百万円（前期比66.8%増）、セグメント利益は1,362百万円（前期比198.7%増）となりました。

##### ② 財政状態の状況

##### （流動資産）

当連結会計年度末の流動資産は6,417百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,139百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が685百万円、売掛金が381百万円、商品が88百万円増加したことによるものであります。

##### （固定資産）

当連結会計年度末の固定資産は2,221百万円となり、前連結会計年度末に比べ571百万円増加いたしました。これは主に、投資有価証券が497百万円、敷金及び保証金が106百万円、繰延税金資産が33百万円増加した一方で、機械及び装置が46百万円、ソフトウェアが16百万円減少したことによるものであります。

##### （流動負債）

当連結会計年度末の流動負債は2,660百万円となり、前連結会計年度末に比べ422百万円増加いたしました。これは主に、未払法人税等が205百万円、買掛金が146百万円、未払消費税等が76百万円増加したことによるものであります。



(固定負債)

当連結会計年度末の固定負債は844百万円となり、前連結会計年度末に比べ1百万円減少いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は5,133百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,290百万円増加いたしました。これは主に、親会社株主に係る包括利益により1,482百万円増加する一方で、剰余金の配当で191百万円減少したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」と言います。）は、4,176百万円となり、前連結会計年度末に比べ685百万円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は1,600百万円（前期は852百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益2,165百万円、減価償却費110百万円、仕入債務の増加146百万円等による資金の増加があった一方で、売上債権の増加381百万円、法人税等の支払510百万円等による資金の減少があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果支出した資金は660百万円（前期は113百万円の支出）となりました。これは主に、投資有価証券の取得500百万円、敷金及び保証金の差入れ106百万円、有形固定資産の取得63百万円等による資金の減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果支出した資金は254百万円（前期は744百万円の支出）となりました。これは主に、長期借入金の借入450百万円等による資金の増加があった一方で、長期借入金の返済512百万円、配当金の支払191百万円による資金の減少があったことによります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前期比(%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	992,192	3.7
スマートハウスプロジェクト事業(千円)	1,824,112	13.0
小売電気事業(千円)	5,402,213	51.2
合 計(千円)	8,218,518	33.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前期比(%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	4,450,018	1.0
スマートハウスプロジェクト事業(千円)	3,924,143	13.2
小売電気事業(千円)	7,115,521	66.8
合 計(千円)	15,489,683	27.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、本文における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度における経営成績は「(1)経営成績等の状況の概要 ①経営成績の状況」に記載のとおり好調に推移しており、それに伴い財政状態の健全性も向上しております。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、電力をめぐる状況が当社グループの商品・サービスに与える影響があります。当連結会計年度におきましては、電力調達価格が低位に推移したことによる利益率の向上、太陽光発電の10年間の固定価格買取制度の適用が終わる卒FIT案件の今後の増加が見込まれ蓄電池の市場規模が拡大していることが、経営成績が好調に推移した要因となりました。

なお、当連結会計年度におきましてはまだ緊急事態宣言の発令前であり、当社グループの販売活動に支障はなかったため、いずれの事業においても新型コロナウイルスの影響は軽微でありました。

(売上高及び売上総利益)

当連結会計年度における売上高は、小売電気事業を中心に各事業とも増収となり、過去最高の15,489百万円（前期比27.6%増）となりました。売上総利益につきましては、売上総利益率が前期比7.9ポイント上昇し24.1%となった小売電気事業が前連結会計年度に比べ1,020百万円増加したことにより、過去最高の5,767百万円（前期比21.0%増）となりました。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は、売上総利益と同様、小売電気事業が前連結会計年度に比べ906百万円増加したことにより、過去最高の2,106百万円（前期比50.4%増）となりました。

なお、セグメント別の内容は「(1)経営成績等の状況の概要 ①経営成績の状況」に記載のとおりです。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、過去最高の1,483百万円（前期比48.1%増）となりました。また、1株当たり当期純利益は131.49円となり、前連結会計年度に比べ44.70円増加いたしました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「(1)経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおり、増益に伴い営業活動によるキャッシュ・フローが順調に拡大しております。

当社グループは、主に営業活動によるキャッシュ・フローを財源として企業活動を行っています。重要な資本的支出の予定はありません。また、安定的な資金の確保のため金融機関から長期借入金を調達しております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高は1,188百万円、現金及び現金同等物の残高は4,176百万円となっております。また、当連結会計年度末における自己資本比率は59.4%となっております。

③ 重要な会計方針及び見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されております。その作成は、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、給与賃金及び諸手当の計上、貸倒引当金の計上、繰延税金資産の回収可能性の判断につきまして、過去の実績等を勘案して合理的に見積りを行っておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりです。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

##### (1) 仕入・外注に関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
2007年11月30日	商品売買基本契約書	株式会社ネオ・コーポレーション	電子ブレーカーの継続的売上の契約	1年間(自動更新の条項有り)

##### (2) リースに関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
2005年9月8日	リース契約・割賦販売契約の取扱いに関する基本契約書	エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 (現：NTTファイナンス株式会社)	電子ブレーカーのリース契約等の取扱い	1年間(自動更新の条項有り)

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
2005年9月13日	リース業務提携申込書	株式会社クレディセゾン	電子ブレーカーのリース契約等の取扱い	1年間(自動更新の条項有り)

##### (3) 包括的な協業に関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
2013年12月26日	包括的な協業に関する契約書	株式会社エナリス	電力分野における様々な分野での協業	1年間(自動更新の条項有り)

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は55百万円であり、その主なものは、事務所設備等37百万円、車輛10百万円、ソフトウェア4百万円、土地4百万円の固定資産の取得であります。

また、セグメント別に記載すると、エネルギーコストソリューション事業が2百万円、スマートハウスプロジェクト事業が27百万円、調整額（主に持株会社の設備投資）が25百万円となります。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額			従業員 数 (名)
			建物 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	合計 (千円)	
本 社 (東京都品川区)	全社共通	事務所設備	43,299	26,368	69,668	65
名古屋事業所 (愛知県名古屋市)	全社共通	事務所設備	6,240	1,716	7,957	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員数を表示しております。

3. 主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

<賃借設備>

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	科目	面積(m <sup>2</sup> )	賃借料 (千円/年)
本 社 (東京都品川区)	全社共通	建物	2,067.14	117,761
名古屋事業所 (愛知県名古屋市)	全社共通	建物	335.29	18,067

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

##### (2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメ ントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員 数 (名)
				建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器 具及び 備品 (千円)	土地 (千円) (面積m <sup>2</sup> )	合計 (千円)	
株式会社 GRコン サルティ ング	大阪営業部 (大阪府大阪市 浪速区)	エネ ル ギ ー コ ス ト ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	事務所設備	5,070	—	776	—	5,847	137
株式会社 グリムス ソーラー	大阪営業所 (大阪府吹田市 等2拠点)	スマ ー ト ハ ウ ス プ ロ ジ ェ ク ト 事 業	事務所設備	772	—	280	—	1,053	78
	太陽光発電所 (群馬県嬲恋村) (静岡県浜松市)		太陽光 発電所	664	669,271	1,351	119,149 (38,965.43)	790,437	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員数を表示しております。

3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

<賃借設備>

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	科目	面積(m <sup>2</sup> )	賃借料 (千円/年)
株式会社 GRコンサルティング	大阪営業部 (大阪府大阪市 浪速区)	エネルギーコスト ソリューション事業	建物	271.00	13,772
株式会社 グリムソーラー	大阪営業所 (大阪府吹田市 等2拠点)	スマートハウス プロジェクト事業	建物	154.28	6,247

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,645,400	11,645,400	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準の株式
計	11,645,400	11,645,400	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 2020年6月24日をもって、当社株式は東京証券取引所JASDAQから東京証券取引所市場第二部へ市場変更しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ①【ストックオプション制度の内容】

会社法第236条、第238条、第239条及び第240条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

2017年3月16日取締役会決議、子会社取締役及び子会社従業員向け発行分

区分	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 6名 子会社従業員 37名	子会社取締役 6名 子会社従業員 37名
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 1 単元株式数 300株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000 (注) 2	6,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	2017年3月31日から 2022年3月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,413 資本組入額 707 (注) 3、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

また、当社が合併、会社分割又は資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整するものとします。

3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と付与時における新株予約権の公正な評価単価（1株当たり1,412円）を合算しております。
4. 資本組入額は、1株当たり帳簿価格と行使価格との合計額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。
5. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではありません。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できます。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡はできないものとします。
  - (4) その他の条件については、2017年3月16日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとします。

## ②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## ③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

2017年11月14日取締役会決議、取締役向け発行分

区分	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名
新株予約権の数(個)	1,310	1,310
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 200株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	262,000 (注)2	262,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり830円 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2024年11月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,080 資本組入額 540 (注)3, 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2017年11月13日の東京証券取引所における当社株価の終値である1,659円とします。本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり830円）と付与時における新株予約権の公正な評価単価（1株当たり250円）を合算しております。
4. 資本組入額は、1株当たり帳簿価格と行使価格との合計額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。
5. 新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権者は、当社が提出した2019年3月期から2021年3月期までのいずれかの事業年度に係る有価証券報告書における監査済の連結損益計算書に記載される営業利益が、15億円を超過している場合に、当該営業利益目標を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌月1日以降に行使することができません。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。
  - (2) 上記①にかかわらず、2019年3月期から2021年3月期のいずれかの期における営業利益が10億円を下回った場合には、上記①に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとします。
  - (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
  - (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
  - (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
  - (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。



## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年10月1日 (注) 1	1,940,900	5,822,700	—	599,249	—	337,862
2018年8月1日 (注) 2	5,822,700	11,645,400	—	599,249	—	337,862

(注) 1. 2017年8月10日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。

2. 2018年6月27日開催の取締役会決議により、2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

## (5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未 満株式 の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	6	18	16	35	4	1,636	1,715	—
所有株式数 (単元)	—	6,232	1,475	14,206	8,560	13	85,951	116,437	1,700
所有株式数 の割合(%)	—	5.35	1.27	12.20	7.35	0.01	73.82	100.00	—

(注) 「個人その他」の中には、自己株式3,623単元、「単元未満株式の状況」の中には自己株式26株が含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
田中 政臣	東京都港区	6,020,000	53.35
株式会社エナリス	東京都千代田区神田駿河台二丁目5番1号 御茶ノ水ファーストビル	850,100	7.53
株式会社ブロードピーク	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	500,500	4.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	385,000	3.41
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, UNITED KINGDOM (東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	382,300	3.39
那須 慎一	東京都港区	349,400	3.10
石垣 康治	宮城県仙台市若林区	227,000	2.01
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	164,200	1.46
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1290 BROADWAY STE 1100, DENVER, COLORADO 80203, U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	128,100	1.14
三浦 幹之	東京都目黒区	124,500	1.10
計	—	9,131,100	80.93

(注) 上記のほか、自己株式が362,326株あります。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 362,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,281,400	112,814	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式
単元未満株式	普通株式 1,700	—	—
発行済株式総数	11,645,400	—	—
総株主の議決権	—	112,814	—

(注) 上記の「単元未満株式」には、当社所有の自己株式が26株含まれております。

②【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社グリムス	東京都品川区東品川 二丁目2番4号 天王洲ファースト タワー19階	362,300	—	362,300	3.11
計	—	362,300	—	362,300	3.11

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	54	122,968
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (ストックオプションの権利行使に基づく取得自己株式の処分)	1,800	2,434,200	—	—
保有自己株式数	362,326	—	—	—

(注) 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使に基づく取得自己株式の処分及び単元未満株式の買増請求に伴う売却は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、事業基盤を強化し企業価値を高めるため内部留保を充実させること、会社業績の動向に応じて株主へ成果を配分していくこと、これらを総合的に勘案したうえで安定的に株主に利益還元することを利益配分に関する基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度における配当につきましては、上記の基本方針のもと、中間配当については1株当たり5円を実施しており、期末配当については1株当たり19円の期末配当を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は45.2%となりました。

内部留保金につきましては、主として今後一層の事業の発展及び事業基盤の強化のために投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月15日 取締役会決議	56,412	5
2020年6月25日 定時株主総会決議	214,378	19



b. 企業統治の体制を採用する理由

当社が監査等委員会を設置した理由は、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に加わることにより、取締役会の監督機能の強化を図るためであります。また、定款の定めにより、取締役会の決議において重要な業務執行（会社法第399条の13第5項に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を業務を執行する取締役に委任することが可能となったことから、迅速で的確な経営及び執行判断が出来るようになりました。さらに、2015年5月1日施行の改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更となり、社内社外を問わず、業務を執行しない取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことから、取締役が期待される役割を十分に発揮できると考えます。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下の内容にて、取締役会にて承認を得ております。

〈内部統制システムの整備に関する基本方針〉

A. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス規程に基づき、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、企業行動指針・規範や各種の規程・マニュアル及び業務分掌等を整備し、適宜見直しを行う。
- (2) 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社及び子会社に対する業務監査及びコンプライアンス監査を行い、法令等の遵守状況を確認し、当社の社長及び監査等委員会に報告する。
- (3) 法令上疑義のある行為について、当社及び子会社の使用人が内部通報を行う場合の窓口を、内部通報規程に基づき、社外（顧問弁護士）に設置する。

B. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の総務部は、稟議規程や文書管理規程に基づき、取締役の決裁等の職務執行に関する情報を、適切に記録・保存し、当社の取締役及び監査等委員である取締役が必要に応じてこれを閲覧できるようにする。

C. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会の下、当社の人事部、総務部、経営企画部、経理部及び業務管理部の各部門が、コンプライアンス、財務や情報セキュリティ、品質、環境及び自然災害等の、当社グループの各種リスクについて識別・評価し、リスクの回避・低減等の必要な対策を実施するとともに、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行う。

D. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は稟議規程や組織規程及び業務分掌規程等の整備・見直しを進め、各取締役の職務分掌や権限を明確化するとともに、日常的な取締役相互の報告・連絡・相談の円滑化を推進する。

E. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指名することができる。

F. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の同意を要する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けけないものとする。

G. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (2) 監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が定時もしくは臨時に監査等委員会へ報告すべき事項を定める。
- (3) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告する。

H. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

I. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員会からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

J. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか、役員・部長連絡会その他監査等委員会が重要と認める会議に出席する。

(2) 監査等委員会が選定する監査等委員は、決裁書、社内情報システムその他監査等委員会が重要と認める報告書等の文書を随時閲覧する。

(3) 監査等委員会は、毎月1回定時に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催し、監査実施状況等について情報交換並びに協議を行うとともに、会計監査人から定期的並びに必要に応じて臨時に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

K. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従った財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価し、必要な是正を行い、適切な報告を行う体制を整備運用する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、総合的なリスク管理について、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会で討議しており、必要に応じて取締役会でも検討しております。法令の遵守状況に関しては、コンプライアンス委員会において動向を把握し、また社外の法律事務所、税理士事務所と顧問契約を締結し、適切なコミュニケーションを通じて、法令遵守体制の確保に努めております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、グリムスグループとしての経営理念や行動基準を制定し、グループ各社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種の会議を通して、グループ全体の業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築しております。

また、グループ会社の横断的な業務を担当する取締役は、各社の業務について充分にその実態を把握し適切な指示を与えるとともに、適宜社長や取締役会への報告を行い、決裁等の必要な手続きを行います。

内部監査規程に基づき、内部監査室は関連会社監査や会議・委員会等を通じて関連会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導するとともに、経理部と連携して連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築しております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

この定款に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と責任限定契約を締結しております。

e. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内とする旨及び当社の監査等委員である取締役は3名以内とする旨、定款に定めております。

f. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

また、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって取締役を解任することができます。

g. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

A. 剰余金の配当

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

B. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため、市場取引等による自己株式の取得を可能とすることを目的とするものであります。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。



## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	田中 政臣	1978年10月21日生	1999年10月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ)入社 2003年4月 株式会社テレウェイヴリンクス(現： 株式会社アイフラッグ)取締役就任 2004年6月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会社 アイフラッグ)取締役就任 2005年7月 当社代表取締役社長就任(現任) 2013年11月 株式会社グリムスベンチャーズ(現： 株式会社ペットシア)代表取締役社長 就任	(注) 3	6,020,000
代表取締役 副社長	那須 慎一	1975年11月23日生	1999年10月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ)入社 2003年10月 株式会社アントレプレナー入社 2004年11月 同社取締役就任 2006年7月 当社取締役就任 2007年4月 当社常務取締役就任 営業本部長 2011年4月 株式会社グリムソーラー 代表取締役社長就任 株式会社G R コンサルティング 代表取締役社長就任 2012年12月 株式会社G F ライテック (現：株式会社グリムスパワー) 代表取締役社長就任 2013年6月 当社代表取締役副社長就任(現任) 2013年11月 株式会社グリムスベンチャーズ (現：株式会社ペットシア)取締役就任	(注) 3	349,400
取締役	三浦 幹之	1974年4月19日生	1995年4月 キャンシシステム株式会社入社 1997年9月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ)入社 2003年1月 工事ドットネット株式会社(現：株式 会社アントレプレナー)入社 2005年7月 当社監査役就任 2005年8月 当社業務部長 2007年4月 当社営業本部副本部長 2009年6月 当社取締役就任(現任) 2012年4月 株式会社グリムソーラー取締役就任 株式会社G R コンサルティング 取締役就任 2012年12月 株式会社G F ライテック(現：株式会 社グリムスパワー)取締役就任 2013年4月 株式会社G R コンサルティング 代表取締役社長就任 2013年11月 株式会社グリムスベンチャーズ (現：株式会社ペットシア)取締役就任 2016年2月 株式会社グリムスパワー 代表取締役社長就任 2019年4月 同社取締役就任(現任)	(注) 3	124,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	善村 賢治	1959年2月24日生	<p>1978年4月 大倉商事株式会社(現：株式会社大蔵)入社</p> <p>1979年3月 大增商事株式会社入社</p> <p>1982年3月 アコム株式会社入社</p> <p>1998年2月 株式会社キッド入社</p> <p>1999年4月 同社取締役就任</p> <p>2000年11月 株式会社サクセス取締役就任</p> <p>2004年8月 同社常務取締役就任</p> <p>2005年11月 株式会社ジー・モード入社 管理本部長</p> <p>2006年6月 同社取締役就任</p> <p>2007年1月 同社取締役経営企画室長</p> <p>2008年4月 同社取締役管理本部長</p> <p>2010年3月 株式会社アプリックス 取締役就任</p> <p>2012年10月 当社入社 管理統括部長</p> <p>2013年6月 当社取締役就任(現任)</p> <p>2013年11月 株式会社グリムスベンチャーズ (現：株式会社ベトナム)取締役就任</p> <p>2015年6月 株式会社GFライテック(現：株式会社グリムスパワー)取締役就任</p>	(注)3	—
取締役	加藤 孝介	1979年7月23日生	<p>2003年4月 株式会社テレウェイヴリンクス (現：株式会社アイフラッグ)入社</p> <p>2005年9月 当社入社</p> <p>2011年4月 株式会社グリムソーラー取締役就任</p> <p>2013年4月 同社代表取締役社長就任</p> <p>2016年6月 当社取締役就任(現任)</p> <p>2019年4月 株式会社グリムソーラー取締役就任</p>	(注)3	24,100
取締役	江田 千重子	1950年11月21日生	<p>1985年9月 Milbank, Tweed, Hadley &amp; McCloy LLP(現 Milbank LLP)入所</p> <p>1986年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>1990年5月 米国カリフォルニア州弁護士登録</p> <p>1995年10月 Morrison &amp; Foerster LLP入所</p> <p>1998年9月 シャーマンアンドスターリング外国法 事務弁護士事務所入所</p> <p>2003年7月 Johnson &amp; Johnson, Law Department (本社法務本部)日本代表就任</p> <p>2009年3月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式 会社 代表取締役就任</p> <p>ヤンセン・ファーマ株式会社 取締役就任</p> <p>2018年1月 株式会社GSTV取締役就任</p> <p>2020年1月 当社顧問就任</p> <p>2020年6月 当社取締役就任(現任)</p>	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	手塚 博水	1956年11月25日生	1981年4月 株式会社住友銀行 (現：株式会社三井住友銀行) 入行 1985年10月 通商産業省(現：経済産業省) 出向 1989年10月 株式会社日本総合研究所出向 2003年7月 朝日監査法人(現：有限責任 あずさ監査法人) 企業公開部出向 2004年4月 S M B C フレンド証券株式会社出向 2006年6月 当社顧問就任 当社常勤監査役就任 2011年4月 株式会社グリムソーラー 監査役就任 株式会社G R コンサルティング 監査役就任 2012年12月 株式会社G F ライテック(現：株式会社グリムスパワー) 監査役就任 2013年11月 株式会社グリムスペンチャーズ (現：株式会社ベトナム) 監査役就任 2016年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 4	39,000
取締役 (監査等委員)	西本 昌道	1939年3月29日生	1964年4月 鐘淵紡績株式会社(現：クラシエホールディングス株式会社) 入社 1964年10月 日本専売公社 (現：日本たばこ産業株式会社) 入社 1991年6月 同社取締役就任 医薬事業部長 1993年6月 同社常務取締役就任 医薬事業担当兼医薬研究所長 1996年6月 同社専務取締役就任 医薬事業担当 1997年6月 有機合成薬品工業株式会社 専務取締役就任 1999年6月 同社代表取締役社長就任 2007年6月 同社取締役会長就任 2008年6月 同社相談役就任 2009年6月 当社監査役就任 2016年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任) 2017年4月 株式会社キノファーマ 監査役就任 (現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	福島 泰三	1970年6月3日生	1992年4月 株式会社ケー・イー・シー入社 1996年10月 太田昭和監査法人(現：新日本有限責任監査法人) 入所 2003年1月 監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ) 入所 2015年11月 阿久津・福島会計事務所設立 2015年12月 MMプリンシパルインベストメント株式会社取締役就任(現任) 2016年4月 株式会社OMGホールディングス取締役就任(現任) 2016年5月 株式会社アポロジャパン 監査役就任(現任) 2016年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任) 2016年9月 株式会社キーストーンテクノロジー 取締役就任 2017年3月 株式会社オルツ 監査役就任(現任) 株式会社シグリード 取締役 (監査等委員) 就任 2017年6月 福島泰三公認会計士事務所設立 同事務所所長就任(現任) 2017年9月 株式会社M&Aの窓口取締役就任(現任) 明星監査法人設立 代表社員就任(現任)	(注) 4	—
計					6,557,000

- (注) 1. 取締役 江田千重子、手塚博水、西本昌道及び福島泰三は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は以下のとおりであります。  
委員長 手塚博水、委員 西本昌道、委員 福島泰三  
なお、手塚博水は常勤の監査等委員であります。
3. 2020年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2020年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

## ② 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役江田千重子は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通していることから、社外取締役として監督機能及び役割を果たせるものと考えております。当社と同氏の間には、人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。

社外取締役手塚博水は、金融機関での与信判断業務、官庁や監査法人での業務経験など、経営や財務会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外取締役として監督機能及び役割を果たせるものと考えております。なお、同氏は2020年3月末時点において、当社の株式の39,000株を保有しておりますが、重要性はないと判断しております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。

社外取締役西本昌道は、長年にわたる企業の役員の経験があり、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として監督機能及び役割を果たせるものと考えております。当社と同氏の間には、人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、届け出ております。

社外取締役福島泰三は、公認会計士として会社財務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有していることから、社外取締役として監督機能及び役割を果たせるものと考えております。当社と同氏の間には、人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、届け出ております。

当社においては、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めており、以下の各項目のいずれにも該当しない場合に独立性を有すると判断しております。

- a. 当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者
- b. 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接に保有している者及びその業務執行者
- c. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接に保有している法人等の業務執行者
- d. 当社グループの主要な取引先（取引金額が直近の連結会計年度における連結売上高の2%以上ある取引先）又はその業務執行者
- e. 当社グループを主要な取引先（当社グループとの取引金額が直近の事業年度又は連結会計年度における売上高又は連結売上高の2%以上ある取引先）とする者又はその業務執行者
- f. 当社グループの会計監査人及び顧問弁護士
- g. 過去3年以内に上記a～fに該当する者
- h. 現在又は過去3事業年度において、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他財産上の利益（個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の場合は売上高の2%以上の金額）を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- i. 現在又は過去3事業年度において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を得ている法人・組合等の業務執行者
- j. 当社グループの役員が社外役員を努める会社等の業務執行者
- k. 上記a～jに該当する者の2親等以内の親族

社外取締役4名につきましては、当該基準に基づき、独立性を有すると判断しております。

## ③ 社外取締役による監督と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会において客観的・中立的な立場から適宜必要な意見を述べ、経営の監督を行うとともに、社長直属の内部監査室が各部門や子会社を対象に定期的に行う業務の適正性を監査する内部監査の状況について随時情報交換を行っております。

社外取締役3名で構成される監査等委員会は監査方針・監査計画に従った各部門や子会社の調査等を通じて取締役の職務執行を監督するとともに、会計監査人から監査計画等の説明や四半期毎の監査結果の報告を受け、会計監査人との緊密な連携を図っております。

また、監査等委員会・内部統制部門である内部監査室・会計監査人は、3者で定期的に会合を行い情報交換を行うことで、経営及び業務執行の監督機能の強化を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は監査等委員会設置会社であり、本書提出日現在、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で監査等委員会が構成されております。監査等委員である取締役福島泰三は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に相当程度の知見を有しております。当社の監査等委員である取締役は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査規程に基づき、取締役会及び執行会議をはじめとした重要な会議に出席し、業務執行を担当する取締役からの事業報告を聴取し、重要な文書や帳票の閲覧、当社及び子会社に対する会計監査結果のヒアリング、閲覧を実施するとともに、内部監査室や会計監査人との情報交換を適宜行うなど、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

当事業年度において当社は監査当委員会を月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
手塚 博水	19回	19回
西本 昌道	19回	19回
福島 泰三	19回	19回

監査等委員会における主な検討事項として月次決算の承認、規程類の改定、資金の調達及び運用等がありました。

また、常勤の監査等委員の活動として、稟議書全件、契約書全件、主要な管理資料、その他重要な文書や帳票類の閲覧、主要な営業所の往査、子会社を含めた業務執行取締役との面談並びに意見交換、従業員各層からのヒアリング等を実施しております。

② 内部監査の状況

経営の効率性、適法性及び健全性の確保を目的として、社内に代表取締役社長直轄の内部監査室（2名）を設置しており、内部監査については内部監査室が監査等委員や会計監査人と連携を図りながら、内部監査計画書に基づき、各部門へのヒアリング、実地監査を行い、内部統制・コンプライアンス等の実効性と効率性の向上に努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

9年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 松木 豊

指定有限責任社員・業務執行社員 栗原 幸夫

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士4名・その他1名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人を選定するにあたり、以下を考慮しております。

- ・会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- ・会計監査人の独立性、業務執行状況を勘案し、問題がないこと。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人については、独立性・専門性・業務執行状況ともに問題はないと認識しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	27,000	—	27,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	27,000	—	27,000	—

当社における非監査業務に該当する事項はありません。

また、連結子会社における非監査業務に該当する事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数・当社の規模・当社の業務の特性等の要素を勘案して適切に決定することとしております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、当連結会計年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠を確認した結果、適正な金額と判断したことによります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第11回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議しております。

取締役の報酬等につきましては、各取締役の職責に応じて支給する固定報酬と、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬で構成されております。

業績連動報酬につきましては、営業利益の年度ごとの達成状況にて評価しております。当該指標を評価の基準としている理由といたしましては、企業価値の向上を図るための収益力の重要な指標と認識しているためであります。

当社は役員の報酬の額の決定に関する方針を「取締役報酬に関する内規」に定めており、株主総会で定めた取締役の報酬の総額の範囲内で、取締役の報酬を取締役会で決定することとしております。その具体的な報酬等の額につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）については取締役会の一任を受けた代表取締役社長が、各取締役の役割分担や業務の内容、経営に対する貢献度などを勘案して決定しており、当事業年度につきましては、固定報酬については2019年6月26日開催の取締役会にて、業績連動報酬については2020年4月15日開催の取締役会にて、それぞれ代表取締役社長への一任を決議しております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第11回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。なお、監査等委員である取締役個々の報酬につきましては、監査等委員である取締役の協議によって定めており、当事業年度の報酬につきましては、2018年6月27日開催の監査等委員会にて決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)	140,800	130,800	10,000	—	6
社外役員	12,000	12,000	—	—	3

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式について、取引関係の有無を基準に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有する純投資目的以外の目的である投資株式については、発行会社との取引状況・財政状態などを検証のうえ、適宜取締役会等の会議体においてその状況を報告することとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	10,289
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	119,000	1	119,000
非上場株式以外の株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	1,750	—	(注)
非上場株式以外の株式	—	—	—

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載していません。



## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が開催するセミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,490,363	4,176,111
受取手形及び売掛金	1,163,431	1,545,159
商品	516,788	605,504
前払費用	73,052	78,256
未収還付法人税等	11,876	—
未収消費税等	—	11,515
その他	26,190	9,201
貸倒引当金	△4,254	△8,585
流動資産合計	5,277,449	6,417,164
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	105,170	106,226
機械及び装置（純額）	※2 790,006	※2 743,787
車両運搬具（純額）	23,719	19,945
工具、器具及び備品（純額）	88,983	86,919
土地	※2 119,843	※2 123,877
建設仮勘定	—	730
有形固定資産合計	※1 1,127,724	※1 1,081,486
無形固定資産		
ソフトウェア	33,248	※3 16,724
無形固定資産合計	33,248	16,724
投資その他の資産		
投資有価証券	129,289	626,753
長期貸付金	10,000	5,000
繰延税金資産	54,496	88,040
敷金及び保証金	266,706	372,752
その他	27,910	30,473
投資その他の資産合計	488,403	1,123,020
固定資産合計	1,649,376	2,221,231
資産合計	6,926,826	8,638,395

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	691,868	838,210
1年内返済予定の長期借入金	※2 486,800	※2 419,006
未払金	593,371	579,596
未払法人税等	254,835	460,688
未払消費税等	127,298	203,368
預り金	35,152	15,252
資産除去債務	11,000	—
その他	37,252	144,222
流動負債合計	2,237,579	2,660,344
固定負債		
長期借入金	※2 764,007	※2 769,481
資産除去債務	73,121	73,413
その他	8,738	1,727
固定負債合計	845,866	844,621
負債合計	3,083,446	3,504,966
純資産の部		
株主資本		
資本金	599,249	599,249
資本剰余金	343,536	341,951
利益剰余金	3,388,562	4,680,345
自己株式	△492,576	△490,265
株主資本合計	3,838,771	5,131,281
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	—	△1,331
その他の包括利益累計額合計	—	△1,331
新株予約権	4,608	3,479
純資産合計	3,843,380	5,133,428
負債純資産合計	6,926,826	8,638,395

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	12,137,963	15,489,683
売上原価	※1 7,370,251	※1 9,722,322
売上総利益	4,767,712	5,767,361
販売費及び一般管理費	※2 3,366,870	※2 3,660,829
営業利益	1,400,841	2,106,531
営業外収益		
受取利息	143	109
受取配当金	7,004	8,258
受取手数料	24,627	24,474
助成金収入	31,210	43,994
その他	1,908	4,030
営業外収益合計	64,894	80,867
営業外費用		
支払利息	6,650	5,298
支払手数料	9,534	13,199
その他	1,026	618
営業外費用合計	17,211	19,116
経常利益	1,448,524	2,168,282
特別利益		
投資有価証券売却益	42,681	-
固定資産売却益	※3 0	※3 0
補助金収入	-	14,875
新株予約権戻入益	-	282
特別利益合計	42,682	15,158
特別損失		
固定資産除却損	※4 4,981	※4 3,719
固定資産売却損	※5 2,099	※5 1,110
減損損失	※6 949	※6 43
固定資産圧縮損	-	13,328
特別損失合計	8,031	18,201
税金等調整前当期純利益	1,483,176	2,165,239
法人税、住民税及び事業税	461,822	714,623
法人税等調整額	19,391	△32,956
法人税等合計	481,214	681,667
当期純利益	1,001,961	1,483,572
親会社株主に帰属する当期純利益	1,001,961	1,483,572

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	1,001,961	1,483,572
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△1,331
その他の包括利益合計	—	※ △1,331
包括利益	1,001,961	1,482,240
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,001,961	1,482,240

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	599,249	343,170	2,532,061	△2,867	3,471,613	8,279	3,479,893
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△145,460	—	△145,460	—	△145,460
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	1,001,961	—	1,001,961	—	1,001,961
自己株式の取得	—	—	—	△493,020	△493,020	—	△493,020
自己株式の処分	—	366	—	3,311	3,677	—	3,677
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	△3,671	△3,671
当期変動額合計	—	366	856,500	△489,709	367,157	△3,671	363,486
当期末残高	599,249	343,536	3,388,562	△492,576	3,838,771	4,608	3,843,380

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	599,249	343,536	3,388,562	△492,576	3,838,771
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△191,788	—	△191,788
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	1,483,572	—	1,483,572
自己株式の取得	—	—	—	△122	△122
自己株式の処分	—	△1,585	—	2,434	849
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△1,585	1,291,783	2,311	1,292,509
当期末残高	599,249	341,951	4,680,345	△490,265	5,131,281

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	—	—	4,608	3,843,380
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△191,788
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	1,483,572
自己株式の取得	—	—	—	△122
自己株式の処分	—	—	—	849
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,331	△1,331	△1,129	△2,460
当期変動額合計	△1,331	△1,331	△1,129	1,290,048
当期末残高	△1,331	△1,331	3,479	5,133,428

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	1,483,176	2,165,239
減価償却費	114,356	110,936
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4,254	4,330
受取利息及び受取配当金	△7,147	△8,367
支払利息	6,650	5,298
投資有価証券売却損益 (△は益)	△42,681	—
減損損失	949	43
固定資産除売却損益 (△は益)	7,080	4,829
固定資産圧縮損	—	13,328
補助金収入	—	△14,875
新株予約権戻入益	—	△282
売上債権の増減額 (△は増加)	△509,652	△381,728
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△81,404	△102,805
未収消費税等の増減額 (△は増加)	—	△11,515
仕入債務の増減額 (△は減少)	201,849	146,342
未払金の増減額 (△は減少)	136,256	17,928
未払消費税等の増減額 (△は減少)	10,557	73,812
その他	13,060	89,217
小計	1,337,304	2,111,731
利息及び配当金の受取額	7,250	5,166
利息の支払額	△6,455	△5,406
法人税等の支払額	△485,655	△510,699
営業活動によるキャッシュ・フロー	852,444	1,600,791
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	△200,000	△500,000
投資有価証券の売却による収入	250,544	376
有形固定資産の取得による支出	△45,746	△63,255
無形固定資産の取得による支出	△16,399	△16,240
資産除去債務の履行による支出	△1,430	△11,000
補助金の受取額	—	14,875
敷金及び保証金の差入による支出	△94,689	△106,739
敷金及び保証金の回収による収入	6,604	18,203
貸付けによる支出	△15,000	—
貸付金の回収による収入	5,000	5,000
その他	△2,062	△2,188
投資活動によるキャッシュ・フロー	△113,179	△660,969
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	400,000	450,000
長期借入金の返済による支出	△505,591	△512,320
ストックオプションの行使による収入	6	1
自己株式の取得による支出	△493,020	△122
配当金の支払額	△145,535	△191,633
財務活動によるキャッシュ・フロー	△744,140	△254,074
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,875	685,747
現金及び現金同等物の期首残高	3,495,239	3,490,363
現金及び現金同等物の期末残高	※ 3,490,363	※ 4,176,111

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社G Rコンサルティング

株式会社グリムスパワー

株式会社グリムソーラー

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ロ たな卸資産

商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産

定額法

##### ロ 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)の定額法によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### (5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。



(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定でありませ

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	376,812千円	474,248千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
機械及び装置	720,645千円	667,316千円
土地	119,149	119,149

担保付債務は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	36,920千円	34,080千円
長期借入金	316,840	282,760

※3 圧縮記帳額

国庫補助金等により無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
ソフトウェア	一千円	13,328千円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、以下のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	4,516千円	10,893千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料賃金	1,372,227千円	1,410,111千円
貸倒引当金繰入額	4,254	4,330

※3 固定資産売却益の内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
車両運搬具	0千円	0千円

※4 固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
車両運搬具	0千円	54千円
工具器具備品	4,981	3,665

※5 固定資産売却損の内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
車両運搬具	2,099千円	1,110千円

※6 減損損失

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

以下の事業資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類
営業店舗	福岡県	建物

当社グループは、管理会計上の区分を基礎に資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において上記の事業資産については、閉店の意思決定を行ったことにより、従前の資産グループから切り離れたうえで、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額 0円）まで減額し、当該減少額を減損損失(949千円)として特別損失に計上しております。

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	— 千円	△1,918 千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	—	△1,918
税効果額	—	587
その他有価証券評価差額金	—	△1,331
その他の包括利益合計	—	△1,331

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,822,700	5,822,700	—	11,645,400
合計	5,822,700	5,822,700	—	11,645,400
自己株式				
普通株式	5,546	365,276	6,750	364,072
合計	5,546	365,276	6,750	364,072

- (注) 1. 発行済株式の増加は、2018年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割したことによるものであります。
2. 自己株式の増加のうち4,885株は、2018年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加であり、360,000株は、2018年12月21日開催の取締役会決議に基づく買付による増加であり、391株は単元未満の買取りによるものであります。
3. 自己株式の減少は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第9回新株予約権 (注) 1、2	普通株式	131,000	131,000	—	262,000	655
	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	3,953
合計		—	—	—	—	—	4,608

- (注) 1. 第9回新株予約権の増加は、2018年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割したことによるものであります。
2. 第9回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	87,257	15	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月16日 取締役会	普通株式	58,203	5	2018年9月30日	2018年12月3日

(注) 2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	135,375	利益剰余金	12	2019年3月31日	2019年6月27日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,645,400	—	—	11,645,400
合計	11,645,400	—	—	11,645,400
自己株式				
普通株式	364,072	54	1,800	362,326
合計	364,072	54	1,800	362,326

(注) 1. 自己株式の増加は、単元未満の買取りによるものであります。

2. 自己株式の減少は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第9回新株予約権	普通株式	262,000	—	—	262,000	655
	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	2,824
合計		—	—	—	—	—	3,479

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	135,375	12	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月15日 取締役会	普通株式	56,412	5	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	214,378	利益剰余金	19	2020年3月31日	2020年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	3,490,363千円	4,176,111千円
現金及び現金同等物	3,490,363千円	4,176,111千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資について銀行預金等の安全性の高い短期的な金融資産により運用しており、必要に応じて主に銀行借入により資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社グループの販売業務規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券、長期貸付金、敷金及び保証金は、発行体や取引先企業等の信用リスク、金利変動リスクにさらされております。当該リスクに関しては、取引の実行時に調査を行うほか、取引実行後においても、必要に応じて発行体や取引先企業等の信用状況を適宜把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等及び未払消費税等は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

債務については、その決済時において流動性リスクにさらされますが、適時に資金繰計画を作成・更新する方法により適切に管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2. 参照）。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,490,363	3,490,363	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,163,431	1,163,431	—
(3) 未収還付法人税等	11,876	11,876	—
(4) 未収消費税等	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—
(6) 長期貸付金	10,000	10,016	16
(7) 敷金及び保証金	266,706	255,086	△11,620
資産計	4,942,378	4,930,775	△11,603
(1) 支払手形及び買掛金	691,868	691,868	—
(2) 未払金	593,371	593,371	—
(3) 未払法人税等	254,835	254,835	—
(4) 未払消費税等	127,298	127,298	—
(5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,250,807	1,250,849	42
負債計	2,918,180	2,918,223	42



当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,176,111	4,176,111	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,545,159	1,545,159	—
(3) 未収還付法人税等	—	—	—
(4) 未収消費税等	11,515	11,515	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	97,464	97,464	—
(6) 長期貸付金	5,000	5,016	16
(7) 敷金及び保証金	372,752	361,338	△11,413
資産計	6,208,004	6,196,606	△11,397
(1) 支払手形及び買掛金	838,210	838,210	—
(2) 未払金	579,596	579,596	—
(3) 未払法人税等	460,688	460,688	—
(4) 未払消費税等	203,368	203,368	—
(5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,188,487	1,189,279	792
負債計	3,270,351	3,271,144	792

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収還付法人税等、及び(4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 敷金及び保証金

事務所敷金の時価については、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しております。営業保証金の時価については、決済の時期が確定しておらず時価算定が困難なため、帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、及び(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられているため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	129,289	129,289
匿名組合出資金	—	400,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,490,363	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,163,431	—	—	—
未収還付法人税等	11,876	—	—	—
未収消費税等	—	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—
長期貸付金	5,000	5,000	—	—
敷金及び保証金	—	63,504	3,220	199,982
合計	4,670,672	68,504	3,220	199,982

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,176,111	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,545,159	—	—	—
未収還付法人税等	—	—	—	—
未収消費税等	11,515	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	97,464	—
長期貸付金	5,000	—	—	—
敷金及び保証金	—	35,222	—	337,529
合計	5,737,787	35,222	97,464	337,529

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	486,800	316,926	150,371	70,620	42,730	183,360

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	419,006	252,451	172,700	129,270	68,620	146,440

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2019年3月31日)

非上場株式 (連結貸借対照表計上額129,289千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載を省略しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	97,464	99,382	△1,918
	(3) その他	—	—	—
	小計	97,464	99,382	△1,918
合計		97,464	99,382	△1,918

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額129,289千円) 及び匿名組合出資金 (連結貸借対照表計上額400,000千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみられることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	50,544	42,681	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	200,000	—	—
合計	250,544	42,681	—

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	617	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	617	—	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
新株予約権戻入益	—	282

3. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 6名 子会社従業員 37名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 33,000株
付与日	2017年3月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年3月31日から2022年3月30日 (注) 2

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

なお、2017年10月1日付にて1株を1.5株に株式分割し、また、2018年8月1日付にて1株を2株に株式分割しておりますので、株式分割後の株数を記載しております。

2. 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

- ①権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。
- ②取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
- ③その他の新株予約権の行使条件は、付与者と締結される新株予約権割当契約によるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2017年10月1日付にて1株を1.5株に株式分割し、また、2018年8月1日付にて1株を2株に株式分割しておりますので、ストック・オプションの数及び単価情報については、株式分割後の数値を記載しております。

①ストック・オプションの数

	第8回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	8,400
権利確定	—
権利行使	1,800
失効	600
未行使残	6,000

②単価情報

	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	2,158
付与日における公正な評価単価 (円)	471

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において新たに付与されたストック・オプション及び当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
売掛金	1,282千円	1,975千円
商品	3,933	7,933
未払事業税	17,496	24,132
未払賞与	32,456	38,720
未払家賃	5,755	2,664
貸倒引当金	1,471	2,969
減価償却超過額	3,383	9,486
資産除去債務	23,447	23,541
その他	6,060	7,333
繰延税金資産小計	95,288	118,756
評価性引当額	△21,377	△13,123
繰延税金資産合計	73,911	105,633
繰延税金負債		
建物(資産除去債務)	△19,414	△17,592
繰延税金負債合計	△19,414	△17,592
繰延税金資産の純額	54,496	88,040

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.4
役員賞与の損金不算入額	0.2	0.2
住民税均等割	0.3	0.2
留保金課税	—	0.5
税額控除	△0.6	—
評価性引当額の増減	△0.2	△0.4
電力事業収入割	△1.7	△3.2
連結子会社における親会社との税率差	3.4	3.3
その他	△0.1	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.4	31.5

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物等の耐用年数などを勘案して主に5年～20年と見積り、割引率は0.000%～2.136%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	44,467千円	84,121千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23,863	—
見積りの変更による増減額	16,948	—
時の経過による調整額	272	291
資産除去債務の履行による減少額	△1,430	△11,000
期末残高	84,121	73,413

ニ 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前連結会計年度において、当社グループの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額18,509千円、及び同減少額1,560千円を変更前の資産除去債務残高に加減しております。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社及び子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取扱商品・サービス別のセグメントから構成されており、事業セグメントを「エネルギーコストソリューション事業」「スマートハウスプロジェクト事業」「小売電気事業」の3事業としております。

「エネルギーコストソリューション事業」は、主に法人向けに電力基本料金削減コンサルティング及び省エネ商品の販売といったエネルギーコストの削減に関連する事業を行っております。「スマートハウスプロジェクト事業」は、主に一般家庭向けに住宅用太陽光発電システムや蓄電池などのエネルギー関連商品の販売、及び再生可能エネルギーの開発を行っております。「小売電気事業」は、主に既存の法人顧客向けに電力の小売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格等に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	エネルギーコストソリューション事業	スマートハウスプロジェクト事業	小売電気事業	
売上高				
外部顧客への売上高	4,407,494	3,465,396	4,265,072	12,137,963
セグメント間の 内部売上高又は振替高	98	—	—	98
計	4,407,593	3,465,396	4,265,072	12,138,062
セグメント利益	1,280,858	299,885	456,062	2,036,805
セグメント資産	2,722,883	1,698,601	1,370,727	5,792,212
その他の項目				
減価償却費	21,179	65,021	1,092	87,292
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	31,194	30,370	—	61,564

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	エネルギーコストソリューション事業	スマートハウスプロジェクト事業	小売電気事業	
売上高				
外部顧客への売上高	4,450,018	3,924,143	7,115,521	15,489,683
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	4,450,018	3,924,143	7,115,521	15,489,683
セグメント利益	1,042,469	359,556	1,362,265	2,764,292
セグメント資産	2,645,376	1,753,064	2,487,879	6,886,320
その他の項目				
減価償却費	20,025	67,188	1,006	88,220
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	14,092	29,286	339	43,717

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

（単位：千円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	12,138,062	15,489,683
セグメント間取引消去	△98	—
連結財務諸表の売上高	12,137,963	15,489,683

（単位：千円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	2,036,805	2,764,292
全社費用(注)	△635,964	△657,760
連結財務諸表の営業利益	1,400,841	2,106,531

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社の一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,792,212	6,886,320
全社資産(注)	1,134,614	1,752,074
連結財務諸表の資産合計	6,926,826	8,638,395

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社の現金及び預金、固定資産及び管理部門に係る資産等があります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	87,292	88,220	27,063	22,715	114,356	110,936
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	61,564	43,717	71,463	23,327	133,028	67,045

(注) 1. 減価償却費の調整額は、主に持株会社の有形固定資産及び無形固定資産の償却額であります。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に持株会社の有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。

#### 【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	エネルギーコスト ソリューション事業	スマートハウス プロジェクト事業	小売電気事業	合計
減損損失	—	949	—	949

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	エネルギーコスト ソリューション事業	スマートハウス プロジェクト事業	小売電気事業	合計
減損損失	43	—	—	43

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の主要株主（会社等の場合に限る。）等  
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)	株式会社エナリス	東京都千代田区	2,892,894	電力供給業	(被所有)直接10.01%	電力の購入等	自己株式の取得	429,607	—	—

(注) 2018年12月21日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により取得し、取引金額は2018年12月21日の終値によっております。この結果、株式会社エナリスは関連当事者に該当しなくなりました。なお、議決権等の所有（被所有）割合は、当該自己株式を取得する直前の割合を記載しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の主要株主（会社等の場合に限る。）等  
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)	株式会社エナリス	東京都千代田区	2,892,894	電力供給業	(被所有)直接10.01%	電力の購入等	電力の購入 預託金の差入	2,332,426 14,000	—	—

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
各取引については、市場価格や双方協議のうえ合意した契約書等に基づき、一般的取引条件を勘案して決定しております。  
3. 株式会社エナリスは、2018年12月の自己株式の取得により関連当事者ではなくなったため、上記の議決権等の所有（被所有）割合は当該自己株式を取得する直前の割合、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	340.28円	454.66円
1株当たり当期純利益金額	86.79円	131.49円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	85.74円	129.65円

- (注) 1. 当社は、2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	1,001,961	1,483,572
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(千円)	1,001,961	1,483,572
普通株式の期中平均株式数(株)	11,544,616	11,282,389
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	140,863	160,249
(うち新株予約権(株))	(140,863)	(160,249)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—————	—————

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	486,800	419,006	0.5	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	764,007	769,481	0.4	2021年～2030年
合計	1,250,807	1,188,487	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	252,451	172,700	129,270	68,620

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	3,552,538	7,507,938	11,746,497	15,489,683
税金等調整前 四半期(当期)純利益(千円)	581,641	1,038,909	1,687,607	2,165,239
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益(千円)	388,726	703,060	1,139,699	1,483,572
1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	34.46	62.32	101.02	131.49

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額(円)	34.46	27.86	38.70	30.48

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	734,610	874,411
前払費用	39,762	42,859
未収入金	※1 338,484	※1 386,574
未収還付法人税等	11,839	—
短期貸付金	※1 100,000	※1 100,000
流動資産合計	1,224,696	1,403,845
固定資産		
有形固定資産		
建物	95,673	98,564
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	34,663	33,958
土地	693	693
有形固定資産合計	131,031	133,217
無形固定資産		
ソフトウェア	6,699	5,125
無形固定資産合計	6,699	5,125
投資その他の資産		
投資有価証券	129,289	626,753
関係会社株式	800,626	773,905
出資金	20	20
長期貸付金	10,000	5,000
長期前払費用	64	—
繰延税金資産	2,748	25,852
敷金及び保証金	※1 127,759	※1 128,269
その他	23,686	25,903
投資その他の資産合計	1,094,195	1,585,705
固定資産合計	1,231,925	1,724,048
資産合計	2,456,622	3,127,894



(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	189,500	229,480
未払金	121,163	106,817
未払費用	10,096	8,702
未払法人税等	22,703	67,874
未払消費税等	22,796	46,175
預り金	8,054	5,277
前受収益	※1 72	※1 425
資産除去債務	11,000	—
流動負債合計	385,386	464,752
固定負債		
長期借入金	158,900	353,900
資産除去債務	46,471	46,654
その他	※1 108,698	※1 100,470
固定負債合計	314,069	501,024
負債合計	699,456	965,777
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	599,249	599,249
資本剰余金		
資本準備金	337,862	337,862
その他資本剰余金	5,674	4,089
資本剰余金合計	343,536	341,951
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,302,348	1,709,033
利益剰余金合計	1,302,348	1,709,033
自己株式	△492,576	△490,265
株主資本合計	1,752,557	2,159,968
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	△1,331
評価・換算差額等合計	—	△1,331
新株予約権	4,608	3,479
純資産合計	1,757,166	2,162,116
負債純資産合計	2,456,622	3,127,894

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	※1 1,033,893	※1 1,388,960
売上原価	—	—
売上総利益	1,033,893	1,388,960
販売費及び一般管理費	※1,※2 636,133	※1,※2 657,939
営業利益	397,760	731,020
営業外収益		
受取利息	※1 812	※1 559
受取配当金	7,004	8,258
賃貸収入	※1 104,168	※1 134,294
その他	1,864	1,590
営業外収益合計	113,850	144,703
営業外費用		
支払利息	2,530	1,981
賃貸原価	104,168	134,294
その他	270	19
営業外費用合計	106,969	136,295
経常利益	404,641	739,427
特別利益		
投資有価証券売却益	42,681	—
新株予約権戻入益	—	282
特別利益合計	42,681	282
税引前当期純利益	447,322	739,710
法人税、住民税及び事業税	54,734	137,033
法人税等調整額	4,665	4,204
法人税等合計	59,399	141,237
当期純利益	387,923	598,473

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	599,249	337,862	5,308	343,170	1,059,886	1,059,886	△2,867	1,999,438	8,279	2,007,718
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	△145,460	△145,460	—	△145,460	—	△145,460
当期純利益	—	—	—	—	387,923	387,923	—	387,923	—	387,923
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△493,020	△493,020	—	△493,020
自己株式の処分	—	—	366	366	—	—	3,311	3,677	—	3,677
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	△3,671	△3,671
当期変動額合計	—	—	366	366	242,462	242,462	△489,709	△246,880	△3,671	△250,551
当期末残高	599,249	337,862	5,674	343,536	1,302,348	1,302,348	△492,576	1,752,557	4,608	1,757,166

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	599,249	337,862	5,674	343,536	1,302,348	1,302,348	△492,576	1,752,557		
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	△191,788	△191,788	—	△191,788	—	△191,788
当期純利益	—	—	—	—	598,473	598,473	—	598,473	—	598,473
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△122	△122	—	△122
自己株式の処分	—	—	△1,585	△1,585	—	—	2,434	849	—	849
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△1,585	△1,585	406,684	406,684	2,311	407,410	—	407,410
当期末残高	599,249	337,862	4,089	341,951	1,709,033	1,709,033	△490,265	2,159,968		

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	—	—	4,608	1,757,166
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△191,788
当期純利益	—	—	—	598,473
自己株式の取得	—	—	—	△122
自己株式の処分	—	—	—	849
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,331	△1,331	△1,129	△2,460
当期変動額合計	△1,331	△1,331	△1,129	404,950
当期末残高	△1,331	△1,331	3,479	2,162,116

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法

ロ 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）の定額法によっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権、債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	420,915千円	480,441千円
長期金銭債権	505	505
短期金銭債務	1	389
長期金銭債務	99,960	100,470

2 以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っています。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式会社GRコンサルティング	126,820千円	73,580千円
株式会社グリムスパワー	160,125	101,410
株式会社グリムスソーラー	477,925	352,970

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高	1,034,710千円	1,389,881千円
営業取引以外の取引高	104,867	134,777

※2 当社は持株会社のため販売費に属する費用はありません。すべて一般管理費であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	135,000千円	142,800千円
給料賃金	194,754	208,511
減価償却費	10,773	8,906

(有価証券関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は800,626千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は773,905千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,744千円	6,279千円
未払賞与	4,105	5,905
未払家賃	5,755	2,664
資産除去債務	14,229	14,285
その他	675	21,293
繰延税金資産小計	28,510	50,429
評価性引当額	△13,067	△13,123
繰延税金資産合計	15,443	37,306
繰延税金負債		
建物(資産除去債務)	△12,694	△11,453
繰延税金負債合計	△12,694	△11,453
繰延税金資産の純額	2,748	25,852

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.5
役員賞与の損金不算入額	0.1	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△15.9	△14.8
住民税均等割	0.3	0.2
留保金課税	—	1.3
税額控除	△2.0	—
評価性引当額の増減	△0.4	0.0
その他	△0.1	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.3	19.1

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建 物	95,673	13,002	—	10,112	98,564	36,183
	車 両 運 搬 具	0	—	—	—	0	3,500
	工具、器具及び備品	34,663	8,764	—	9,468	33,958	62,434
	土 地	693	—	—	—	693	—
	計	131,031	21,767	—	19,581	133,217	102,118
無形固定資産	ソ フ ト ウ エ ア	6,699	1,669	—	3,243	5,125	61,360
	計	6,699	1,669	—	3,243	5,125	61,360

(注) 当期増加額のうち主なものは、以下のとおりであります。

建 物	事務所フロア工事	13,002千円
工具、器具及び備品	事務所用什器備品一式	8,764千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告が出来ない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL <a href="http://www.gremz.co.jp/ir/koukoku.html">http://www.gremz.co.jp/ir/koukoku.html</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第14期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日関東財務局長に提出。

（第15期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月14日関東財務局長に提出。

（第15期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2019年6月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2020年6月26日

株式会社グリムス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 木 豊 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗 原 幸 夫 ㊞

#### <財務諸表監査>

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリムスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムス及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

##### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グリムスの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社グリムスが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株式会社グリムス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 幸 夫 ⑩  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリムスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムスの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。